

(一社) 日本冷蔵倉庫協会  
冷媒フロン類取扱知見者講習基本要綱

第1章 総 則

(総則)

**第1条** この要綱は、日本国内に設置している業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類漏えい防止対策推進のため、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会（以下「日冷倉協」という）が開催する「冷媒フロン類取扱知見者講習」について必要な事項を定める。

(用語の定義)

**第2条** この要綱で用いる主な用語の定義は、次による。

(1) 冷媒フロン類取扱知見者

フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器について、冷媒系統の漏えい点検及び冷媒フロン類の充填・回収を行う者で、冷媒フロン類取扱知見者講習を修了し、修了考査に合格した者

(2) フロン排出抑制法

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(3) 業務用冷凍空調機器

フロン排出抑制法による一般消費者が通常生活の用に供する以外の機器であり、業務用として製造・販売された機器（第一種特定製品）をいう。以下「冷凍空調機器」と略

(4) 対象施設

漏えい点検の対象となる業務用冷凍空調機器をいう。

(5) 冷媒系統

対象施設を構成する機器中の冷媒を保有している系統をいう。

(6) システム漏えい点検

間接法、又は直接法による漏えい点検に先立って行う目視、聴覚による冷媒系統全体の外観漏えい点検

(7) 間接法による漏えい点検

運転診断による点検であって、運転中の各部の状態値から漏えいの有無を判断する。

(8) 直接法による漏えい点検

漏えい個所を特定するための点検であって、発泡液、漏えい検知装置、蛍光反応による検知のいずれかによる。

(9) 日冷倉協

一般社団法人 日本冷蔵倉庫協会 の略称

(10) 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）

高圧ガス保安法に基づく国家資格であって、製造保安責任者試験における、第一種冷凍機械、第二種冷凍機械、第三種冷凍機械の免状所有者

(11) 講習

冷媒フロン類取扱知見者講習

(12) 講習修了者

冷媒フロン類取扱知見者講習を受講し、修了考査に合格した者（下記区分による）

B区分修了者：第11条（1）の受講資格にて受講した者

C区分修了者：第11条（2）の受講資格にて受講した者

（関係法令）

**第 3条** この要綱は以下の法令に係わる。

- （1）フロン排出抑制法第16条第1項（管理者の判断基準）
- （2）フロン排出抑制法第37条第3項（フロン類の充填に関する基準）
- （3）フロン排出抑制法第44条第2項（フロン類の回収に関する基準）
- （4）地球温暖化対策推進法第5条

（事業者の責務：温室効果ガスの排出抑制等のための施策に協力義務）

## 第 2 章 冷媒フロン類取扱知見者

（適用範囲）

**第 4条** 冷媒フロン類取扱知見者講習 B 区分修了者は、フロン類を冷媒とする業務用冷凍空調機器について、冷媒系統の漏えい点検及び冷媒フロン類の充填・回収を行う者に適用する。

- 2 冷媒フロン類取扱知見者講習 C 区分修了者は、勤務する事業所が所有又は管理する原動機等の定格出力が75kw以下のフロン類を冷媒とする業務用空調機器・冷凍冷蔵機器について、冷媒系統の漏えい点検及び冷媒フロン類の充填・回収を行う者に適用する。

（知見）

**第 5条** 冷媒フロン類取扱知見者の知見は以下とする。

- （1）冷媒の環境影響及び環境規制についての知識
- （2）冷凍・空調に関する理論
- （3）冷凍空調機器の運転に必要な知見
- （4）フロン漏えい防止関連の知識
- （5）漏えい点検の方法と手順に関する知見
- （6）冷凍空調機器の運転診断に関する知見
- （7）冷凍空調機器へのフロン充填に必要な知見
- （8）冷凍空調機器からのフロン回収に必要な知見

（業務範囲）

**第 6条** 冷媒フロン類取扱知見者の業務範囲は以下とする。

- （1）対象施設の所有者又は管理者との事前打ち合わせ
- （2）運転履歴、冷媒漏えい点検記録簿、チェックリスト等記録の確認

- (3) システム漏えい点検（外観点検）
- (4) 間接法による漏えい点検（運転診断）
- (5) 直接法による漏えい点検（運転診断）
- (6) 記録簿及び点検チェックリストへの記載
- (7) 対象機器の所有者又は管理者への報告
- (8) 対象機器へのフロンの充填
- (9) 対象機器からのフロンの回収

（遵守事項）

**第7条** 冷媒フロン類取扱知見者の遵守事項は以下による。

- (1) 関連法令及び関連する規格・ガイドライン・規程類。
- (2) 企業及び社会の模範となるよう自己責任をもとに行動する。
- (3) 講習修了者自身の代理・代行は同等以上の資格を有する者以外に依頼しない。
- (4) 業務上知り得た製品・サービス等に関する情報については、守秘義務を負う。
- (5) 点検作業時は講習修了証を携帯すること。

### 第3章 冷媒フロン類取扱知見者講習

（講習事務）

**第8条** 冷媒フロン類取扱知見者講習（以下「講習」という）は日冷倉協が運営し、日冷倉協内に事務局を置く。

また、各講習開催地区の日冷倉協加盟団体の事務局が事務を代行する。

（実施計画）

**第9条** 講習の実施計画の策定及び実施については、日冷倉協の環境・安全委員会が行う。

- (1) 講習テキストは、環境安全専門部会が作成する。
- (2) 講習修了考査問題は、環境安全専門部会が作成する。

（講習の科目及び実施内容）

**第10条** フロン知見者講習の科目及び実施の内容は、以下による。

- (1) 冷媒フロン類の地球環境問題
- (2) フロン排出抑制法
- (3) 関係法令
- (4) 冷蔵倉庫の冷媒漏えい点検、修理
- (5) 修了考査

（受講資格）

**第11条** 講習の受講資格は、別添1の知識を有したもので、以下に該当する者とする。

- (1) 講習区分：B

高圧ガス製造又は管理の1年以上の実務経験を有し、高圧ガス製造保安責任者免状（第1・2・3

種冷凍機械)を保有している者

(2) 講習区分:C

冷凍冷蔵設備の運転や点検・整備の3年以上の実務経験のある技術者で、高圧ガス保安法並びにフロン回収・破壊法及びフロン排出抑制法に違反したことがない者

(受講要件)

**第12条** 講習の申込みにあたり、申込者は、以下の書類を提出する。

(1) 前条に規定する資格者証の写し。

(2) 高圧ガス製造又は管理の実務経歴書(様式2)。ただし、事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者の証明とし、受講者本人が事業主の場合は、記載事実に相違ない旨記載した誓約書を添付する。

(3) 受講申込書(以下「申込書」という)。(様式1)

(講習受講資格審査)

**第13条** 講習受講の審査は、申込書及び添付書類により行い、受講の申込みのあった者に対し、以下の基準に適合する者の受講を認める。

(1) 受講資格に該当する者

(2) 講習の申込みに関する必要な書類の提出及び適切に記載されていること。

(3) 受講料が指定口座に振り込まれていること。

(受講票)

**第14条** 受講が認められた者には、講習会場及び受講番号を記載した受講票を交付する。

(受講料)

**第15条** 講習の受講料は、別途定める。

## 第4章 修了考査

(内容)

**第16条** 講習の最後に修了考査を実施する。

2 修了考査は、出題数15問とし、四者択一の学科試験。

3 修了考査の時間は、30分とする。

(方法)

**第17条** 修了考査の方法は、以下による。

(1) 考査時は講習テキスト、ノート類の参照は不可とし、机の上に置いてはならない。

(2) 受講票を提示しない者は、考査を受験することができない。

(審査)

**第18条** 修了考査の合否判定は環境安全専門部会で行う。

(合否の判定基準)

**第19条** 合否の判定の基準は、15問中9問以上の正解があることとする。

(不合格者の扱い)

- 第20条** 未受講者及び修了考査の不合格者は、1年以内又は次年度に同開催地で開催される講習に1回のみ再受講できるものとする。次年度同開催地での開催が無い場合は、近隣地区を選択できるものとする。
- 再受講料は別途定める。

## 第5章 冷媒フロン類知見者講習修了証

(冷媒フロン類取扱知見者講習修了証)

- 第21条** 日冷倉協は、フロン知見者講習修了考査合格者に、冷媒フロン類取扱知見者講習修了証を交付する。
- 2 冷媒フロン類取扱知見者講習修了証の有効期限は、受講日の5年後の年度末とする。
  - 3 冷媒フロン類取扱知見者講習修了証の様式は別途定める。

(フロン知見者講習修了証の失効)

- 第22条** 冷媒フロン類取扱知見者講習修了証は、以下により失効する。

- (1) 第7条の規定に違反したと確認できた場合

## 第6章 講習修了証の更新

(更新)

- 第23条** 冷媒フロン類取扱知見者講習修了者の知見や最新の漏えい点検技術等を提供するために、講習修了証の更新の際には、修了証有効期限の最終年度の更新講習を受けなければならない。
- 2 更新講習を受講した者には、有効期限を5年間延長した講習修了証を交付する。

(更新手続き)

- 第24条** 講習修了証の更新は、前条に規定する更新のための講習を受ける際、更新申請書を提出する。

- 2 更新申請料は、別途定める。

## 第7章 雑則

(細目)

- 第25条** 本要綱の運用について必要な細目は、別に定める運営要領による。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。